チ～ワ　［略］

［二の二～五　略］

六　児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　現況届出児童又は当該児童の父若しくは母に係る戸籍関係情報

ホ　［略］

ヘ　［略］

ト　［略］

チ　当該届出を行う者又は現況届出児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該請求を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

リ～ヨ　［略］

［七　略］

八　児童扶養手当法施行規則第十二条の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る父、母又は養育者に係る戸籍関係情報

第三十一条の二の二　法別表第二の五十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　地方公務員等共済組合法第四十七条第一項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査又は当該給付の支給に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該給付の請求を行う者及び死亡した当該給付の請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報

ト～ヲ　［同上］

［二の二～五　同上］

六　児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

［新設］

ニ　［同上］

ホ　［同上］

ヘ　［同上］

ト　当該届出を行う者又は当該届出に係る児童若しくは当該児童の父（当該児童の母又は養育者が当該請求を行う場合に限る。チからヲまでにおいて同じ。）若しくは母（当該児童の父が当該届出を行う場合に限る。以下この号において同じ。）に係る私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

チ～カ　［同上］

［七　同上］

［新設］

第三十一条の二の二　法別表第二の五十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　地方公務員等共済組合法第四十七条第一項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査又は当該給付の支給に関する事務　次に掲げる情報

ロ　［略］

ハ　［略］

［二～六　略］

七　地方公務員等共済組合法第六十三条第二項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報

ハ　当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る住民票に記載された住民票関係情報

八　地方公務員等共済組合法第六十六条の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第六十五条第三項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

ロ　当該請求に係る死亡者に係る戸籍関係情報

［九・十　略］

十一　地方公務員等共済組合法第七十条の共済組合の組合員による休業手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該支給の請求を行う者及び当該請求事由に係る者に係る戸籍関係情報

イ　［同上］

ロ　［同上］

［二～六　同上］

七　地方公務員等共済組合法第六十三条第二項の共済組合の組合員であった者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　同上］

［新設］

ロ　当該請求に係る子又は当該請求を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

八　地方公務員等共済組合法第六十六条の共済組合の組合員であった者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第六十五条第三項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

［新設］

［九・十　同上］

［新設］